

農地法第 3 条許可（農地所有適格法人）

—農地を耕作するための売買や貸借を行うとき—

毎月原則 20 日×

添付書類	摘要	提出部数
付近見取図		各 1 部
公図（写）		
土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る	
印鑑証明書		
住民票謄本、戸籍の附票等	必要な場合のみ	
法人の登記事項証明書	現在事項全部証明書に限る	
法人の定款（写）		
組合員名簿又は株主名簿（写）	農事組合法人または株式会社の場合	
農地所有適格法人が農地法第 3 条の規定により許可申請する場合の追加記載書	※別紙様式	
農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙 1）	※別紙様式	
営農計画書（農業経営計画書）	※別紙様式	
耕作状況証明書	譲受人（借人）が市外在住の場合	
農機具保有証明書	譲受人（借人）が市外在住の場合 ※必要な場合のみ	
その他参考となるべき書類		
委任状	代理人が申請する場合	

※申請内容によっては不要な書類もありますので、最後までよくお読み下さい。

●付近見取図について

土地の位置及び付近の状況を示す図面で、住宅地図の写しやインターネット上の地図。

●公図について

発行から概ね 3 ヶ月以内の物。

登記情報提供サービスで取得した物でも可。

●土地の登記事項証明書、印鑑証明書について

発行から概ね３ヶ月以内の物で、写しでの提出でも可能。ただし、その場合は窓口で原本確認をしますので、原本を持参して下さい。

土地の登記事項証明書は登記情報提供サービスで取得した物でも可。ただし、別紙条件を満たす物に限る。

印鑑証明書は譲渡人（貸人）及び譲受人（借人）の物。また、共有者がいれば全員の物が必要。

●住民票謄本、戸籍の附票等について

登記事項証明書に記載されている住所と、印鑑証明書の住所が異なる場合、いずれかの書類を添付して下さい。同一人物か確認する為、住所が繋がっていることが必要。

発行から概ね３ヶ月以内の物で、写しでの提出でも可能。ただし、その場合は窓口で原本確認しますので、原本を持参して下さい。

●法人の登記事項証明書について

発行から概ね３ヶ月以内の物で、写しでの提出でも可能。ただし、その場合は窓口で原本確認をしますので、原本を持参して下さい。

登記情報提供サービスで取得した物でも可。ただし、別紙条件を満たす物に限る。

●農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等について

項目ごとの状況について記載。用紙は事務局にあります。

●営農計画書について

今後概ね３年間に予定している営農計画について記載。用紙は事務局にあります。

●耕作状況証明書について

お住まいの市町村の農業委員会が発行する物。

●農機具保有証明書について

納税証明、販売証明書、車検証（写）等といった、保有状況が分かる書類。ただし、耕作状況証明書に保有台数の記載があれば添付不要です。

●委任状について

代理人の住所・氏名、申請の要旨、連絡先、委任する者の住所・氏名を明記の上、押印（認印）のこと。

【その他】

- 申請書の押印は実印が必要です。
- 申請書の日付は提出時に記入して下さい。
- 新規就農希望者（農地取得希望者）は農業経験の有無等をお聞きますので、別紙ヒアリングシートへ記入の上、申請時に提出をお願いします。
- 必要に応じて、記載した以外の添付書類を求める場合があります。
- 申請に関する詳細については、宇治市農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。
- 許可後の手続きについて
法人の毎事業年度終了後、3 ヶ月以内に農地所有適格法人報告書の提出が必要となります。

(別紙)

登記情報提供サービスから発行される登記情報の取り扱いについて

【適用条件】

1. 照会番号（１０桁）が記載されていること
2. 発行年月日が記載されていること
3. 発行日から１００日以内であること
※照会番号の有効期限は発行年月日から１００日間です
4. 他の行政機関等で照会番号を利用していないこと
※１つの照会番号につき１度しか照会確認できません